



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	5
指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例（行政管理課）	5
沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課）	33
沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例（県土・跡地利用対策課）	36
沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例（高齢者福祉介護課）	37
沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課）	37
沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（青少年・子ども家庭課）	37
沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（子育て支援課）	41
沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例（子育て支援課）	42
沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（子育て支援課）	43
沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	44
沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	46
沖縄県差別のない社会づくり条例（女性力・平和推進課）	47
沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（農地農村整備課）	52
沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例（中小企業支援課）	54
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例（観光政策課）	54
建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課）	55
沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課）	55
沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例（警察本部組織犯罪対策課）	56
沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部交通企画課）	56

公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）
 - 1 航海中における警備等の業務であって特に困難な作業を伴うものに従事する警察職員に係る海上業務手当の支給要件及び支給額を改めることとした。（第7条関係）
 - 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則）
- 指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例（条例第2号）
 - 1 次に掲げる関係条例について、指定管理者制度運用委員会を附属機関とするため、規定の整備を行うこととした。＜第1条から第27条まで＞
 - (1) 沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）
 - (2) 沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）

- (3) 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）
 - (4) 沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）
 - (5) 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）
 - (6) 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）
 - (7) 沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号）
 - (8) 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）
 - (9) 沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）
 - (10) 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）
 - (11) 沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）
 - (12) 沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）
 - (13) 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）
 - (14) 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）
 - (15) 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）
 - (16) 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）
 - (17) 万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）
 - (18) 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）
 - (19) 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）
 - (20) 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）
 - (21) 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）
 - (22) 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）
 - (23) 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）
 - (24) 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）
 - (25) 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）
 - (26) 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第25号）
 - (27) おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号）
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 工業技術センターが保有する機器の使用料について、徴収根拠を定め、額を改め、及び廃止することとした。（別表第1関係）
- 2 豚熱予防液の交付に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第2関係）
- 3 マンション管理計画認定申請手数料等の徴収根拠を定めることとした。（別表第3関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。（別表第1関係）
- 5 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 適用除外とする開発行為に係る規定を整備することとした。（第18条関係）
- 2 この条例は、令和5年5月26日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例（条例第5号）

- 1 沖縄県地域福祉基金条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額を改めることとした。（別表関係）
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 安全計画の策定等を義務付けることとした。（第7条の3関係）
- 2 児童の移動のために自動車を運行する場合の児童の所在の確認等について義務付けることとした。（第7条の4関係）
- 3 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準を改めることとした。（第10条関係）
- 4 業務継続計画の策定等に努めるよう定めることとした。（第13条関係）

- 5 感染症及び食中毒を予防し、及びまん延を防止するために講ずる措置を定めることとした。(第14条関係)
- 6 保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センター等に入所している障害児を交流させるときの職員の基準を定めることとした。(第82条第7項及び第88条第2項関係)
- 7 その他所要の改正を行うこととした。(第7条、第13条の2及び第82条第1項関係)
- 8 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、7の一部は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 9 この条例の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 職員資格に関する特例を定めることとした。(附則第6項関係)
- 2 子どもの移動のために自動車を行う場合の子どもの所在の確認等について義務付けることとした。(別表関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(附則第3項関係)
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(第1条及び第2条関係)
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準を改めることとした。(第9条関係)
- 2 他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準を改めることとした。(第10条関係)
- 3 業務継続計画の策定等に努めなければならないこととする事とした。(第13条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。(第17条関係)
- 5 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 安全計画の策定等を義務付けることとした。(第41条の2関係)
- 2 障害児の移動のために自動車を行う場合の障害児の所在の確認等について義務付けることとした。(第41条の3関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第6条、第7条、第47条、第59条、第71条、第73条、第81条の9及び第89条関係)
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、3の一部は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 安全計画の策定等を義務付けることとした。(第38条の2関係)
- 2 障害児の移動のために自動車を行う場合の障害児の所在の確認について義務付けることとした。(第38条の3関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第44条及び第58条関係)
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県差別のない社会づくり条例(条例第13号)

- 1 この条例の目的及び定義について定めることとした。(第1条及び第2条)
- 2 不当な差別のない社会の形成に関する基本理念、県の責務等について定めることとした。(第3条から第6条まで)
- 3 不当な差別のない社会の形成を図るための基本方針について定めることとした。(第7条)
- 4 インターネット上の不当な差別的言動に関する施策について定めることとした。(第8条)
- 5 県民であることを理由とする不当な差別的言動に関する施策について定めることとした。(第9条)
- 6 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関する施策等について定めることとした。(第10条から第12条まで)
- 7 性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策について定めることとした。(第13条)
- 8 沖縄県差別のない社会づくり審議会の設置その他必要な事項について定めることとした。(第14条)
- 9 財政上の措置等について定めることとした。(第15条・第16条)
- 10 この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 11 この条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする(附則第2項)

○ 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和47年沖縄県条例第36号)の一部を次のように改正することとした。<第1条>
 - (1) 県営土地改良事業のうち農業基盤整備事業、水利施設整備事業及び農地保全整備事業の施行に要する費用の一部につき当該事業によって利益を受ける者から県が徴収する分担金に係る比率を改める。(別表関係)
 - (2) その他所要の改正を行う。(別表関係)
- 2 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和50年沖縄県条例第38号)の一部を次のように改正することとした。<第2条>

国営土地改良事業に要する費用の一部につき当該事業によって利益を受ける者から県が徴収する負担金に係る比率を改める。(第3条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 題名を「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対応中小企業事業資金調達支援基金条例」に改めることとした。
- 2 基金を活用した事業の対象を明確化することとした。(第1条関係)
- 3 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例(令和3年沖縄県条例第31号)の有効期限を令和6年3月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(第30条関係及び別表第5関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 博物館法（昭和26年法律第285号）の一部が改正されたことに伴い、規定を整理することとした。（第11条関係）
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 特定自動運行の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第9関係）
- 2 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第9関係）
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第1号

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「警察官」を「警察職員（警察官以外の職員にあつては、人事委員会規則で定める職員に限る。次項において同じ。）」に、「690円」を「1,100円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、警察職員が日没から日出までの間に前項に規定する特に困難な作業に従事した場合における第1項の手当の額は、当該作業に従事した日1日につき1,650円とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第2号

指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例

(沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、児童園に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う児童園の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、

同様とする。

- 8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(沖縄県港湾管理条例の一部改正)

第2条 沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリンパーク指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

- 3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第19条の次に次の1条を加える。

(運用委員会)

第19条の2 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリンパーク指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

- 2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、指定管理港湾施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う指定管理港湾施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

- 3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条第1項中「前条」を「第19条第1項」に改める。

(沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第70条」を「第71条」に、「第71条—第74条」を「第72条—第75条」に改める。

第46条及び第53条中「第72条」を「第73条」に改める。

第68条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第74条を第75条とし、第70条から第73条までを1条ずつ繰り下げる。

第69条第1項中「前条」を「第68条第1項」に改め、同条を第70条とする。

第68条の次に次の1条を加える。

(沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会)

第69条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、県営住宅等に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う県営住宅等の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則

で定める。

(沖縄県都市公園条例の一部改正)

第4条 沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、当該選定に係る都市公園について置かれた第20条の2第1項に規定する運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第20条の次に次の1条を加える。

(首里城公園指定管理者制度運用委員会等)

第20条の2 この条例、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）及び沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）（以下「関係条例」という。）の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、次の各号に掲げる都市公園についてそれぞれ一の指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置き、その名称は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 首里城公園 首里城公園指定管理者制度運用委員会

(2) 奥武山公園 奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会

(3) 前2号に掲げる都市公園以外の都市公園 都市公園指定管理者制度運用委員会

2 運用委員会は、関係条例に定めるもののほか、関係条例の規定に基づき指定管理者の選定について知事から諮問のあった施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う当該施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員7人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条第1項中「前条」を「第20条第1項」に改める。

(沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第3号中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第1項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条第1項から第3項までの規定中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とする。

第13条各号列記以外の部分中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第4号中「第8条第3項各号」を「第9条第3項各号」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

- 2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、那覇地区等施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う那覇地区等施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 運用委員会は、委員6人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

(沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第10条」を「第11条」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条第2号中「第14条」を「第15条」に、「第15条」を「第16条」に、「第16条ただし書」を「第17条ただし書」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県県民の森指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第21条を第22条とし、第13条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第4号中「第10条第3項各号」を「第11条第3項各号」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(沖縄県県民の森指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県県民の森指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、県民の森に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う県民の森の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「第10条、第14条関係」を「第11条、第15条関係」に改める。

別表第2中「第17条関係」を「第18条関係」に改める。

(沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第16条を第17条とし、第9条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条第1項中「前条」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会)

第8条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、公文書館に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う公文書館の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第10条」を「第11条」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条第2号中「第14条」を「第15条」に、「第15条」を「第16条」に、「第16条ただし書」を「第17条ただし書」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県平和創造の森公園指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第20条を第21条とし、第13条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第4号中「第10条第3項各号」を「第11条第3項各号」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(沖縄県平和創造の森公園指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県平和創造の森公園指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、公園に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う公園の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

(沖縄県自動車駐車場管理条例の一部改正)

第9条 沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第9条及び第10条」を「第10条及び第11条」に、「第11条ただし書」を「第12条ただし書」に、「第12条」を「第13条」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第14条を第15条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例及び沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第25号）（以下「関係条例」という。）の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、関係条例に定めるもののほか、関係条例の規定に基づき指定管理者の選定について知事から諮問のあった施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う当該施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

(沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第18条」を「第19条」に改める。

第16条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、平和の礎指定管理者制度運用委員会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第22条を第23条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第1項中「前条」を「第16条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(平和の礎指定管理者制度運用委員会)

第17条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、平和の礎指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、平和の礎に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う平和の礎の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第9条」を「第10条」に改め、同条第2号中「第10条」を「第11条」に改め、同条第3号中「第11条」を「第12条」に改め、同条第4号中「第13条」を「第14条」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第17条を第18条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条第1項各号列記以外の部分中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第1号中「第8条又は第9条第1項」を「第9条又は第10条第1項」に改め、同項第2号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第3号中「第9条第3項」を「第10条第3項」に改め、同項第4号中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、海浜公園に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う海浜公園の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

(沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48

号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第10条」を「第11条」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条第2号中「第14条」を「第15条」に、「第15条」を「第16条」に、「第16条ただし書」を「第17条ただし書」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第19条を第20条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第4号中「第10条第3項各号」を「第11条第3項各号」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、センターに係る指定管理者の選定及び指定管理者が行うセンターの管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則

で定める。

別表中「第9条、第10条、第14条関係」を「第10条、第11条、第15条関係」に改める。

(沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第10条」を「第11条」に、「第14条」を「第15条」に、「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条第3号中「第15条」を「第16条」に、「第16条」を「第17条」に、「第17条ただし書」を「第18条ただし書」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第21条とする。

第19条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第4号中「第10条第4項各号」を「第11条第4項各号」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(運用委員会)

第7条 この条例及び沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）（以下「関係条例」という。）の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を

置く。

2 運用委員会は、関係条例に定めるもののほか、関係条例の規定に基づき指定管理者の選定について知事から諮問のあった施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う当該施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

(沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

(沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第10条」を「第11条」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条第3号中「第14条」を「第15条」に、「第15

条」を「第16条」に、「第16条ただし書」を「第17条ただし書」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第19条を第20条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第4号中「第10条第3項各号」を「第11条第3項各号」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

- 2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、センターに係る指定管理者の選定及び指定管理者が行うセンターの管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 運用委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「第10条、第14条関係」を「第11条、第15条関係」に改める。

(沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第10条」を「第11条」に、「第14条」を「第15条」に、「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条第3号中「第15条」を「第16条」に、「第16条」を「第17条」に、「第17条ただし書」を「第18条ただし書」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第4号中「第10条第3項各号」を「第11条第3項各号」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第2項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館指定管理者制度運用委員会）

第7条 この条例及び万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）（以下「関係条例」という。）の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、関係条例に定めるもののほか、関係条例の規定に基づき指定管理者の選定について知事から諮問のあった施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が

行う当該施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

(万国津梁館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

(沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第11条」を「第12条」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条ただし書」を「第14条ただし書」に改め、同条第3号中「第14条」を「第15条」に、「第17条」を「第18条」に、「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条第4号中「第19条」を「第20条」に、「第11条第5項」を「第12条第5項」に、「第19条第3

項」を「第20条第3項」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条ただし書」を「第14条ただし書」に改める。

第7条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条第3項中「第11条第5項」を「第12条第5項」に、「第12条及び第13条」を「第13条及び第14条」に改め、同条を第20条とする。

第18条を第19条とする。

第17条各号列記以外の部分中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第4号中「第14条第3項各号」を「第15条第3項各号」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第9条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条第1項中「前条」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会)

第8条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、博物館・美術館に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う博物館・美術館の管理に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1及び別表第2中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

別表第3中「第14条、第19条関係」を「第15条、第20条関係」に改める。

(沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）

の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第10条」を「第11条」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条第3号中「第14条」を「第15条」に、「第15条」を「第16条」に、「第16条ただし書」を「第17条ただし書」に改める。

第7条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第18条を第19条とし、第13条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第4号中「第10条第3項各号」を「第11条第3項各号」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「前条」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会)

第8条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、青少年の家に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う青少年の家の管理に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員6人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

(沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第10条」を「第11条」に、「第16条」を「第17条」に、「第19条第2項」を「第20条第2項」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄 I T 津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第18条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とする。

第16条各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第4号中「第10条第4項各号」を「第11条第4項各号」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条第3項中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(沖縄 I T 津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例及び沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）（以下「関係条例」という。）の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄IT津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、関係条例に定めるもののほか、関係条例の規定に基づき指定管理者の選定について知事から諮問のあった施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う当該施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

（沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第21条 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第8条」を「第9条」に、「第12条」を「第13条」に、「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条第3号中「第13条」を「第14条」に、「第14条」を「第15条」に、「第15条ただし書」を「第16条ただし書」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条第1項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第17条第1項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条各号列記以外の部分中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第4号中「第8条第4項各号」を「第9条第4項各号」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、センターに係る指定管理者の選定及び指定管理者が行うセンターの管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

(沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

(沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄IT津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

(沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第10条」を「第11条」に、「第11条」を「第12条」に、「第14条」を「第15条」に、「第19条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第3号中「第15条」を「第16条」に、「第16条」を「第17条」に、「第17条ただし書」を「第18条ただし書」に改め、同条第4号中「第21条」を「第22条」に、「第15条第3項」を「第16条第3項」に、「第21条第3項」を「第22条第3項」に、「第16条」を「第17条」に、「第17条ただし書」を「第18条ただし書」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄空手会館指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そ

うとする場合に準用する。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条第3項中「第15条第3項」を「第16条第3項」に、「第16条及び第17条」を「第17条及び第18条」に改め、同条を第22条とする。

第20条を第21条とする。

第19条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第4号中「第10条第3項各号又は第11条第2項」を「第11条第3項各号又は第12条第2項」に、「第10条第3項各号」を「第11条第3項各号」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(沖縄空手会館指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄空手会館指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、会館に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う会館の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則

で定める。

別表第1及び別表第2中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

別表第3中「第21条関係」を「第22条関係」に改める。

(沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第10条」を「第11条」に、「第11条」を「第12条」に、「第12条ただし書」を「第13条ただし書」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 知事は、前項の規定により沖縄県国営沖縄記念公園内施設のうち海洋博覧会地区内施設に係る指定管理者の候補者を選定しようとするときは、あらかじめ、海洋博覧会地区内施設指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により沖縄県国営沖縄記念公園内施設のうち首里城地区内施設に係る指定管理者の候補者を選定しようとするときは、あらかじめ、首里城公園指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 前2項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第16条を第17条とし、第8条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(海洋博覧会地区内施設指定管理者制度運用委員会)

第7条 前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じて調査審議を行わせるため、海洋博覧会地区内施設指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

- 2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、沖縄県国営沖縄記念公園内施設のうち海洋博覧会地区内施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う当該施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 運用委員会は、委員7人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命す

る。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

別表第2及び別表第3中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

(沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第26条 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

(おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第27条 おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第10条」を「第11条」に、「第14条」を「第15条」に、「第21条」を「第22条」に改め、同条第3号中「第15条」を「第16条」に、「第16条」を「第17条」に、「第17条ただし書」を「第18条ただし書」に改める。

第6条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第20条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条各号列記以外の部分中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第4号中「第10条第4項各号」を「第11条第4項各号」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「前条」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、工芸の杜に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う工芸の杜の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第3号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 工業技術センター使用料の項中

「	マイクロビッカース硬度計	同	620円	」を
「	マイクロビッカース硬さ試験機	同	750円	」に、
「	粒度分布測定装置	同	1,200円	」を
	生物顕微鏡	同	370円	
	デジタルマイクロスコープ	同	330円	
	油圧シャー	同	420円	
	精密平面研削盤	同	1,200円	
「	生物顕微鏡	同	370円	」に、
	デジタルマイクロスコープ	同	490円	
	油圧シャー	同	420円	
「	大型電動ミンサー	同	70円	」を
「	大型電動ミンサー	同	80円	」に、
「	粉末溶融積層方式造形機	同	3,540円	」を

粉末熔融積層方式造形機	同	3,540円
レトルト殺菌器	同	900円
恒温恒湿器	同	450円
蛍光X線膜厚計	同	660円
精密万能試験機	同	1,990円
精密引張試験機	同	1,990円
I C P 発光分光分析装置	同	4,270円

に改

める。

別表第2 畜産研究センター手数料の項の次に次のように加える。

動物用生物学的製剤交付手数料	豚熱予防液の交付	1頭分につき	60円
----------------	----------	--------	-----

別表第3 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料の項の次に次のように加える。

マンション管理計画認定申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）（同法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが発行した同法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準（同法第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）に適合していることを証する書類（以下「事前確認適合証」という。）を添えたものを除く。）の認定の申請に対する審査	1件につき8,100円に認定申請された管理計画に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下「長期修繕計画」という。）の数に16,100円を乗じて得た額を加算した額
事前確認適合証	マンションの管理の適正化の推進	1件につき1,800円に長期修

を添えたマンション管理計画認定申請手数料	に関する法律第5条の3第1項の規定に基づく管理計画（事前確認適合証を添えたものに限る。）の認定の申請に対する審査	繕計画の数に1,500円を乗じて得た額を加算した額
マンション管理計画認定更新申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画（事前確認適合証を添えたものを除く。）の認定の更新の申請に対する審査	1件につき8,100円に長期修繕計画の数に16,100円を乗じて得た額を加算した額
事前確認適合証を添えたマンション管理計画認定更新申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画（事前確認適合証を添えたものに限る。）の認定の更新の申請に対する審査	1件につき1,800円に長期修繕計画の数に1,500円を乗じて得た額を加算した額
マンション管理計画変更認定申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき3,700円に長期修繕計画の数に4,600円を乗じて得た額を加算した額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第4号

沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例

沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条第2号を次のように改める。

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条

第1項の許可を要する工事

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第5号

沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例

沖縄県地域福祉基金条例（平成3年沖縄県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第6号

沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県介護保険法関係手数料条例（平成18年沖縄県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「1,800円」を「1,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第7号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同条第2項」を「第13条及び第14条第2項」に改める。

第7条の2の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等）」を付し、同条を次のように改める。

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

第82条第1項第5号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改め、同条第7項中「前各項」を「第1項から第6項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（法第24条第2項の家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をい

う。第88条第2項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第88条に次の1項を加える。

- 2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第82条第1項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第7条の3(保育所に係るものを除く。)の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第7条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第8号

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表に次のように加える。

附則第6項	別表の第2の1の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	------------------------------------	------

附則第6項を附則第7項とする。

附則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 別表の第2の1の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表の第7中8を10とし、7を9とし、6の次に次のように加える。

- 7 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その

他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならないこと。

- 8 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて7に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならないこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の第7の8に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同表の第7の8に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同表の第7の7に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第9号

沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

沖縄県子ども・子育て会議設置条例（平成25年沖縄県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第4項」を「第72条第4項」に改める。

第2条中「第77条第4項各号」を「第72条第4項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第10号**沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第9条のただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第10条のただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第13条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施し、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、

必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第17条第1項中「(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第11号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第7条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

第41条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前

項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第59条中「、第47条」を削る。

第71条中「第48条まで」を「第46条まで、第48条」に改める。

第73条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

第81条の9及び第89条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第3号の改正規定、第7条第2項第3号の改正規定、第47条の改正規定、第59条の改正規定、第71条の改正規定及び第73条第2項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第41条の2（改正後の第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第41条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第41条の3第2項（改正後の第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2及び第81条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第12号

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第58条中「第45条まで」を「第43条まで、第45条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定及び第58条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第38条の2（改正後の第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第38条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

沖縄県差別のない社会づくり条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第13号

沖縄県差別のない社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 不当な差別のない社会の形成を図るための基本方針等（第7条—第13条）

第1節 基本方針（第7条）

第2節 不当な差別的言動に関する施策（第8条—第12条）

第3節 性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策（第13条）

第3章 沖縄県差別のない社会づくり審議会（第14条）

第4章 雑則（第15条・第16条）

附則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、また、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障する日本国憲法の理念とするところでもある。

この理念の下、誰もが個人として尊重され、いかなる不当な差別も受けることなく、自分らしく生きることは、私たちの願いである。

しかしながら、不当な差別を解消するための長年の取組にもかかわらず、依然として、公共の場所やインターネット上で特定の個人又は不特定多数に向けて行われる特定の人種、国籍、出身等の本人の意思では変えることが難しい属性を理由とする不当な差別的言動、性的指向や性自認の多様性についての理解が十分ではないことに起因する偏見や不当な差別等が存在しており、私たちは、その解消に向けた取組を、さらに力強く、社会全体で推進していかなければならない。

ここに、全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し、たゆみない努力をすることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、不当な差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、及び県が講ずる施策の基本となる事項を定めること等により、沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年沖縄県条例第2号）及び沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）と相まって、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「不当な差別」とは、不当な差別的言動及び不当な差別的取扱いをいう。

(基本理念)

第3条 不当な差別のない社会の形成は、全ての人々が、個人として人格及び個性が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、不当な差別のない社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、人権を尊重することの重要性について関心と理解を深めるとともに、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消の取組を推進するとともに、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 不当な差別のない社会の形成を図るための基本方針等

第1節 基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、不当な差別のない社会の形成に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めること。
- (2) 不当な差別に関する相談に的確に応ずること。
- (3) 不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ること。

第2節 不当な差別的言動に関する施策

(インターネット上の不当な差別的言動に関する施策)

第8条 県は、インターネット上の不当な差別的言動の解消を図るため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を行うとともに、インターネット上の不当な差別的言動その他の誹謗中傷^{ひぼう}に関する相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民であることを理由とする不当な差別的言動に関する施策)

第9条 県は、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずるものとする。

(本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関する施策)

第10条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）の趣旨を踏まえ、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動（本邦外出身者等（本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は本邦外出身者等を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者等を地域社会から排除することを煽動^{せん}する不当な差別的言動をいう。次条において同じ。）による人権侵害及びその解消の必要性について県民の関心と理解を深めるための啓発を行うものとする。

(本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置)

第11条 知事は、規則で定めるところにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動（県の区域内の道路、公園又は広場において行う街頭演説、集団示威運動又は集団行進その他の公共の場所において行う表現行為又はインターネットを利用して公衆の閲覧に供することにより行う表現行為をいう。以下この条において同じ。）

が行われた旨の申出があった場合その他本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われたおそれがある場合において、当該表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当するものであると認めるときは、その旨を人権侵犯事件に係る事務を所管する国の行政機関に通知するとともに、表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称をインターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認めるとき、当該表現活動を行ったものの所在が判明しないときその他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより公表しないことができる。

2 知事は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、あらかじめ沖縄県差別のない社会づくり審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の申出に係る表現活動が明らかに本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当しないものであるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該公表に係る表現活動を行ったものに対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(表現の自由等への配慮)

第12条 前条の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第3節 性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策

第13条 県は、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 多様な性的指向及び性自認があること並びに性的指向及び性自認に関する不当な差別による人権侵害及びその解消の必要性について県民の理解の増進を図るために、学校、職域その他の様々な場を通じて行う教育活動及び啓発活動
- (2) 性的指向及び性自認に関する相談の実施及び情報の提供
- (3) 前2号に掲げるほか、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るために必要な施策

第3章 沖縄県差別のない社会づくり審議会

第14条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県差別のな

い社会づくり審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、不当な差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（財政上の措置）

第15条 県は、不当な差別のない社会の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第12条の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（検討）

- 2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一

部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第14号

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

(沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第1条 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和47年沖縄県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表農業基盤整備促進事業の項中「100分の10」を「100分の7.5」に改め、同表水利

施設整備事業の項中 「水利区域内農地集積促進型 100分の10以内」 を 「農地集積

促進型 100分の7.5以内」 に改め、同表農地保全整備事業の項中「100分

の10」を「100分の9」に改める。

(沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正)

第2条 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和50年沖縄県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2分の1」を「10分の3」に、「3分の1」を「5分の1」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により土地改良事業計画を定めた土地改良事業に係る分担金及び負担金については、第1条の規定による改正後の沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例別表及び第2条の規定に

よる改正後の沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第15号

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例（令和3年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県新型コロナウイルス感染症等対応中小企業事業資金調達支援基金条例

第1条中「中小企業者（」の次に「原油価格又は物価の高騰の影響を受けた中小企業者を含む。」を加え、「沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金」を「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対応中小企業事業資金調達支援基金」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第16号

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例（令和3年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第17号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第30条第1号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第2号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同条第3号中「第87条の3第5項又は第6項」を「第87条の3第6項又は第7項」に改める。

別表第5の34の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表34の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表48の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表49の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第18号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「4,006人」を「3,986人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,922人」を「1,915人」に改め、同表県立中学校の項中「50人」を「54人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「10,813人」を「11,023人」に改め、同表合計の項中「16,791人」を「16,978人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第19号

沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例

沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第4号中「第29条に規定する博物館に相当する施設として指定されたもの」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第20号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表駐車監視員資格者証再交付手数料の項の次に次のように加える。

特定自動運行許可申請手数料	道交法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	79,200円
特定自動運行計画変更許可申請手数料	道交法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	78,500円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--